

国立産業財産機関
(チリ)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手續

附 属 書

手 数 料	附属書 CL. I
国内段階移行様式	附属書 CL. II

略語のリスト

- 国内官庁： 国立産業財産機関（チリ）
- PL： 2005年法律第19.996号，2007年法律第20.160号，2012年法律第20.569号，及び
2021年法律第21.355号で改正された，産業財産法第19.039号
- PR： 産業財産法第19.039号に基づく規則
- UTM： 月間課税単位（Unidad Tributaria Mensual）

指定（又は選択）官庁 CL	国立産業財産機関 (チリ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 CL
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」及び「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	CLP 350,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認める	
国内手数料	通貨：チリ・ペソ（CLP） 特許： 出願手数料 …………… UTM ² 1 のCLP相当額 実用新案： 出願手数料 …………… UTM ² 1 のCLP相当額	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に手数料を支払わなければならない。

2 UTMは「月間課税単位（*Unidad Tributaria Mensual*）」を意味する。CLPとUTMの換算レートは毎月更新され、<http://www.sii.cl> で確認することができる。

CL	国立産業財産機関（チリ）（続き）	CL
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3, 4} 国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 出願人が発明について権利を有する旨を正当化する説明^{3, 4} 出願人の優先権を正当化する説明^{3, 4} 国際出願の翻訳文2通⁴ 代理人を選任する場合には委任状	
誰が代理人として行為できるか？	チリに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

手 数 料

(通貨：チリ・ペソ(CLP))

特 許

最初の80頁までの出願手数料	UTM ¹	1 のCLP相当額	
最初の80頁を超える追加の20頁ごとの補充手数料	UTM ¹	1 のCLP相当額	
公開手数料（推定費用） ²			12,000
審査手数料			697,000
審査手数料－INAPIがISA又はIPEAであり請求の範囲すべてが第118条(3)の要件を満たす場合			348,500
維持手数料			
第1年度から第10年度について	UTM ¹	3 のCLP相当額	
第11年度から第20年度について	UTM ¹	4 のCLP相当額	
又は各年についての年金支払形式	UTM ¹	0.4 のCLP相当額	
権利回復手数料			350,000

実用新案

最初の80頁までの出願手数料	UTM ¹	1 のCLP相当額	
最初の80頁を超える追加の20頁ごとの補充手数料	UTM ¹	1 のCLP相当額	
公開手数料（推定費用） ²			12,000
審査手数料			506,000
審査手数料－INAPIがISA又はIPEAであり請求の範囲すべてが第118条(3)の要件を満たす場合			253,000
維持手数料			
第1年度から第5年度について	UTM ¹	1 のCLP相当額	
第6年度から第10年度について	UTM ¹	2 のCLP相当額	
又は各年についての年金支払形式	UTM ¹	0.4 のCLP相当額	

手数料の支払方法

手数料は、チリ・ペソ建てで支払う。すべての手数料の支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料の支払は <http://www.inapi.cl> から入手可能な様式10「Ingresos Fiscales Pagos Directos」を使用して、小切手又は現金で行うべきである。公開手数料は Dr. Torres Boonen 511, Providencia, Santiago, Chile の「Diario Oficial」宛に小切手又は現金で支払うべきである。公開手数料は <http://www.diariooficial.interior.gob.cl> のDiario Oficialウェブサイトからのオンライン支払も可能である。審査手数料は「Instituto Nacional de Propiedad Industrial - Peritos」宛、口座番号 000-0-0900122-1, BancoEstado, Alameda No. 1111, Santiago, Chileに支払うべきである。出願及び審査手数料は、INAPIのウェブサイト <http://www.inapi.cl> から電子的に支払うこともできる。

1 UTMは「月間課税単位」を意味する。CLPとUTMの換算レートは毎月更新され、<http://www.sii.cl> で確認することができる。

2 この額は公告の内容によって異なり、「官報 (Diario Oficial)」で定める。

国内段階の手続

CL. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書CL. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

CL. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

CL. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書CL. I に概説されている。

CL. 04 委任状

出願人がチリの居住者であれば国内段階移行日から30日以内、出願人が居住者でなければ国内段階移行日から60日以内に、委任状を提出して代理人を選任しなければならない。チリに居住する自然人又は法人が代理人として行動することができる。

PL Art. 18

CL. 05 維持手数料

出願の許可時に、最初の10年分の維持手数料を支払う。最初の10年の満了前に、次の10年分の維持手数料を支払う。割増料の支払を条件として、この期間の経過後6箇月の猶予期間内に支払うこともできる。割増料は、猶予期間の最初の月から起算して、1箇月又はその端数につき20%である。2回目の10年間を対象とする維持手数料は各年についての年金支払形式で行うこともできる。維持手数料の額は附属書CL. I に示されている。

PL Art. 6
8

CL. 06 審査請求

異議申立期間の満了から60日以内に審査請求を行わなければならない（PL Art. 5）。審査請求は、審査手数料を支払わなければ有効とならない。この手数料の額は附属書CL. I に示す。

PCT Art. 28,41
PCT Rule 52,78
PR Rule 49

CL. 07 出願の補正及びその時期

出願人は国内段階で、審査報告の作成前であれば、出願時に開示された主題の範囲を拡張しないことを条件として、明細書、請求の範囲及び図面をいつでも補正することができる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

CL. 08 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

PCT Art. 48
PCT Rule 82bis

CL. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国内段階移行時に出願人が国内法令で規定する要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

PCT Rule 49.6

CL. 10 権利回復

国内官庁が指定した期間を、出願人が故意でなく又は相当な注意を払ったにもかかわらず遵守することができず、それによって出願人の権利が害される場合には、権利回復を請求することができる。権利回復請求は、期間を遵守できなかった理由が解消してから2箇月以内、又は適用される期間の満了日から12箇月以内の、いずれか早く満了する期間内に書面で行わなければならない。適用される期間内に遵守されなかった行為を完了させ、権利回復手数料（附属書CL. I 参照）を支払わなければならない。

PCT Art. 43
PCT Rule 49bis.1(a)

CL. 11 実用新案

CL. 12に従うことを条件として、出願人がチリにおいて国際出願に基づき特許に代えて実用新案を希望する場合には、第22条又は第39条の行為時に、国内官庁にその旨を表示する。

PCT Rule	49bis.2(b)	CL. 12 出願変更
PCT Art.	35	出願人は請求に基づき特許出願を実用新案出願に変更することができる。変更後の出願は最初の出願日を維持する。

様 式（附属書CL. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 CH. II 国内段階移行様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_cl.pdf